

REPORT

米国商標庁による商標手数料改定の発表

2020年12月11日

2020年11月20日、米国特許商標庁(USPTO)は、2021年1月2日から実施となる商標審判部(TTAB)の手数料を含む、一部の商標手数料の大幅な改定を発表しました。今回の改定は、2017年以來のTTABの手数料において最も広範囲な改定であり、手数料とコストの整合性を高め、商標登録の統合性を保護し、さまざまな商標出願プロセスの効率を改善し、今後の商標庁の業務を促進するための財政的持続可能性を確保するというUSPTOの目的を反映しています。本スペシャルレポートは、最も関連性の高い改定についてまとめたものです。

I. 書面によるファイリング

手数料引き上げの一部は、電子出願(ファイリング)利用の促進のため、書面によるファイリングのコストの引き上げとなっています。弊所では、ほとんどすべての提出を電子ファイリングで行っています。このため、この点については、クライアントの皆様には大きな影響を与えるようには思われません。従って、ここでは、この部分に関する詳細を割愛させていただきます。

II. 出願手数料および出願関連手数料

TEASスタンダード出願(弊所で主に利用)の提出手数料は、1分類あたり275ドルから

1分類あたり350ドルへと引き上げとなります。

TEASプラス出願の提出手数料は、1分類あたり225ドルから1分類あたり250ドルへと引き上げとなります。

III. 使用宣言書

登録日から6年および10年後に期限が到来する(商標法8条もしくは71条に基づく)使用宣言書(Declarations of Use)の提出手数料は、1分類あたり125ドルから1分類あたり225ドルへと引き上げとなります。

USPTOは、商標法8条もしくは71条に基づく宣言書の提出後であり、宣言書の受理前に、登録から商品/役務および/もしくは分類を削除する際に発生する手数料を設定しました。新規手数料は1分類あたり250ドルです。

IV. TTAB出願手数料

TTABでの異議申立手続きもしくは取り消し手続きの提出手数料は、1分類あたり400ドルから1分類あたり600ドルへと引き上げとなります。

TTABの電子ファイリングシステムであるESTTAを利用して提出された異議申立書(notice of opposition)提出用の最初の90日間

2020年12月11日

期限延長要求、もしくは異議申立書提出用の次の60日間期限延長要求は、出願1件につき100ドルから出願1件につき200ドルへと引き上げとなります。ESTTAを利用して異議を申し立てる最初の30日間期限延長には手数料はかかりません。

ESTTAを利用して提出された異議申立書提出用の最終の60日間期限延長要求は、出願1件につき200ドルから出願1件につき400ドルへと引き上げとなります。

ESTTAを利用して提出された査定系審判(Ex parte appeals)は、1分類あたり200ドルから1分類あたり225ドルへと引き上げとなります。

USPTOは、ESTTAを利用して提出された査定系審判(Ex parte appeals)における審判請求理由書(appeal brief)の提出用の2回目以降の期限延長要求に対して手数料を新たに設定しました(従来どおり、最初の要求には手数料はかかりません)。新規手数料は、出願1件につき100ドルです。

USPTOは、ESTTAを利用して提出された査定系審判(Ex parte appeals)にて審判請求理由書(appeal brief)の手数を新たに設定しました。新規手数料は1分類あたり200ドルです。

USPTOは、口頭審理の要求に対して手数料を新たに設定しました。新規手数料は、手続きごとに500ドルです。

V. 米国特許庁長官への請願書手数料 および抗告申立手数料

TEASを利用して提出された米国特許庁長官への請願書(Petition to the Director)の提出手

数は100ドルから250ドルへと引き上げとなります。

TEASを利用して提出された放棄出願を復活させるための請願書(Petition to Revive)の提出手数料は、100ドルから150ドルへと引き上げとなります。

USPTOは、抗告申立(Letter of Protest)提出の手数を新たに設定しました。新規手数料は50ドルです。

VI. 取り消し請願書手数料の一部払い戻し

USPTOは、2021年1月に実施となる新規手数料に加えて、次の場合に欠席審決(default judgments)における取り消し請願書手数料の一部払い戻しも実施する予定です:

1. 取り消しに不使用もしくは放棄の主張のみが含まれる場合;
2. 被告がTTABでの審理に出席しなかった場合; および
3. 取り消し請願書以外の提出がなかった。

USPTOによる商標手数料引き上げの完全リストは[こちら](#)でご覧いただけます。

今後の手数料改定、またはその他の商標に関するご質問は、[弊所商標部 TrademarkGroup@oliff.com](#)までご遠慮なくお知らせください。

* * * * *

2020年12月11日

弊所バージニア州アレキサンドリア市オフィスのオブカウンセル弁護士である Holly M. Ford Lewis 氏が、本スペシャルレポートを執筆しました。

Oloff PLC は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、Oloff PLC の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、又は 277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USA までお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイト www.oliff.com においてもご覧いただけます。